

一般国道368号（下太郎生拡幅）道路整備事業に係る 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見等

- ・ 三重県知事の意見
- ・ 津市長の意見
- ・ 名張市長の意見

方法書に対する住民等の意見はありませんでした。

一般国道368号(下太郎生拡幅)道路整備事業に係る環境影響評価 方法書についての三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 計画道路延長は3 km程度であるが、事業実施区域の全域が自然公園区域であり、一部は室生赤目青山国定公園の第3種特別地域に該当することから、道路の線形等を詳細にして行くにあたっては風致景観や地形の保全及び野生生物や植生の保全に十分配慮した計画とすること。
- 2 道路の線形及び工事計画を詳細にして行くにあたっては、環境への影響が最大限回避・低減されるよう十分に検討を行うこと。また、調査及び予測評価の結果、環境保全措置を講じることとした場合には、選択した措置の効果について検証を行い、不確実性を明らかにすること。
- 3 環境影響評価を行う過程において、調査予測地点や、項目及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、選定した項目及び手法について見直しを行い、調査及び予測評価を追加すること。
- 4 予測の対象時期を検討するにあたっては、供用後の評価において過小評価になることがないように、周辺の道路の整備状況についても留意すること。また、計画交通量に至るまでの間で、長期間計画交通量を上回る時期が想定される場合には、計画交通量となる時期と併せて当該時期についても予測評価の対象時期として捉えること。
- 5 道路の線形と区間毎の道路の構造及び構造毎の工事手法は、予測条件の基本的な事項であることから、できる限り明らかにすること。
また、工事計画については、項目の除外理由にも引用されているため、全体の工事工程若しくは区間毎の工事工程を明らかにするとともに、仮設工事の実施や仮置き場の設置等が考えられる場合には、その内容についても具体的に記載し、それらを含めて予測評価を行うこと。
- 6 計画交通量の設定方法については、対象事業の目的をわかりやすく記載すること。

(個別的事項)

- 1 大気質
 - (1) 当初行わないとしていた、工事期間中の工事用車両の通行により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測評価については確実に実施すること。
また、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を予測評価の対象から除外した理由を、工事の具体的な実施方法とあわせて記載すること。

- (2) 工事期間中に通行止めや片側通行による渋滞等が考えられる場合には、その期間の長さ、発生する大気質や騒音、振動による影響の程度について事前に検討を行い、影響が小さくないと考えられる場合には、予測の時期として捉え、当該事象についても評価を行うこと。
- (3) 大気質の予測評価において現況調査結果を使用する際には、名張市等周辺の大気質の状況についても考慮し、バックグラウンドに適した状況であることを確認したうえで、用いること。

2 騒音・振動・低周波音

- (1) 発生車両からの交通騒音の予測評価を行う地点については、影響を受ける住居の位置はもちろん交差点や道路勾配に伴う加減速の発生しやすい場所についても考慮すること。また、調査及び予測評価を行った地点については、路線との距離及び高さ等の位置関係がわかる図面を添付すること。
- (2) 供用後の車両からの交通騒音を評価する際、予測の条件に設計速度を用いていることから、供用後の状態が予測評価の結果を上回ることがないように、必要に応じて予測条件を検討すること。

3 水環境

河川内及び河川付近で実施される工事については、河川水の濁りの発生原因になることが懸念されるため、河川水への濁水発生予防策等の軽減措置を、環境保全計画として工種別に記載すること。

4 地形及び地質

- (1) 当初行わないとしていた、供用後の工作物の存在による地形及び地質への影響の予測評価については、確実に実施すること。
- (2) 工事箇所によっては、法面をコンクリートで覆うなどの施行方法が必要になると考えられるが、路線の線形を詳細にしていく際は、改変箇所が最小限となるような路線の検討を行うとともに、元の地形や地質を可能な限り残すことができる工事工法を採用すること。

5 陸生動物

- (1) ほ乳類の調査項目において、当初行わないとしていたコウモリ類の現地調査及び予測評価については、確実に実施すること。
- (2) 猛禽類の調査の結果、生息が確認された場合には、環境省の調査マニュアル(猛禽類保護の進め方)等に基づき調査を行い、専門家の指導を受け、調査及び予測評価を行うこと。
また、調査及び予測評価の実施又は環境保全措置を検討する際に出された専門家の意見については、当該専門家の専門分野及び聴き取りを行った経過とあわせて具体的に記載す

ること。

- (3) 生息する可能性が高い蝶類の重要種については、食草の有無及びその利用状況について調査を行い、生息状況と合わせて結果を記載すること。
- (4) 事業実施区域の内、バイパス設置予定の名張川の右岸側では、現在、獣害対策用の柵の設置が見受けられるため、大型獣が道路へ侵入することが考えられることや、事業が予定されている地域が、自然に恵まれた環境であることから、道路又は道路側溝の存在による移動経路及び生息域の分断が考えられる。
については、現地調査の際、近隣住民から陸生動物の出現状況について聴き取り調査を行い、分断等による影響があると認められる場合には、実効性のある環境保全措置を検討すること。
- (5) オオサンショウウオについては、生息状況の調査とあわせ、産卵場所として利用される可能性の高い湧水の存在箇所についても確認を行い、結果を記載すること。

6 陸生植物

- (1) 植物の調査の実施にあたっては、植物相を十分に把握できるよう精度が高い調査手法を用いることとし、特に重要な種については、詳細な記録の作成を行うこと。
- (2) 事業実施区域内におけるキノコ及び蘚苔類の生息の可能性について、関係機関から情報収集を行い、必要に応じて調査を実施し、予測評価を行うこと。

7 生態系

事業実施区域内には湿地や名張川に流れ込む小川など水生生物が生息すると思われる場所があるため、これらのうち直接改変が行われるか、又は水の供給がなくなるなどの影響を受けるおそれがある場所についてはコドラート（方形区）を設け、入念な調査を実施すること。

8 景観

景観の調査及び予測評価にあたっては、主要な眺望点である山頂からだけでなく、道路及び橋梁の存在や大規模な法面の出現により景観資源等に大きな変化が生じる箇所について、集落などあらたな視点場からも予測評価を実施すること。

9 その他

- (1) 動植物の現地調査の実施にあたっては、生息状況等について近隣住民から積極的に聴き取り調査を行うこと。また、その内容については、各項目の評価とあわせて記載すること。
- (2) 地域の文献調査の情報を掲載する際は、その出典を明らかにし、事業実施区域の地域特性が明確になるように情報を整理して記述すること。

一般国道368号（下太郎生拡幅）道路整備事業環境影響評価方法書に係る意見

1 一般事項

- (1) 環境影響評価方法書から同準備書への事業内容の具体化にあたり、環境保全上配慮した事項について、その検討の経緯を含めわかりやすく評価書に記載すること。

2 環境影響評価の対象項目

(1) 水質

- ・ 凍結防止剤の使用による影響の予測及び評価を行うこと。

(2) 水底の底質、陸生生物、水生生物

- ・ 橋梁を施工するにあたり、河床や護岸の工事等において水生生物、植物等の生態系への影響を低減するような工法など環境に配慮すること。

(3) 地下水の水質及び水位

- ・ 計画路線周辺では、地下水が簡易水道等として使用されていることや、個人の水源として利用しているため、必要に応じ事業に伴う地下水への影響について調査、予測及び評価を行うこと。

三重県環境影響評価条例第8条により送付された「一般国道368号（下太郎
生拡幅）道路整備事業環境影響評価方法書」について、意見はありません。

住民等の意見と事業者の見解

提出者数 0名

意見件数 0件